

令和6年12月支給分から 児童手当が拡充されます

この案内が届いている方は、申請の対象となります。

申請の対象となる方

- ① 高校生年代の子を養育している方
- ② 所得制限額を超過しており、児童手当を受給していない方
- ③ 児童手当を受給している方で、大学生年代を含む3人以上の子を養育している方（第3子以降の増額対象となる方）

拡充内容

1 所得制限が撤廃されます！！

⇒所得に関係なく、対象者全員に児童手当が支給されます。

2 支給対象年齢が高校生年代までに拡大されます！！

⇒18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

3 第3子以降の支給額が3万円に増額されます！！

4 多子加算のカウント対象が大学生年代までに拡充！！

⇒大学生年代については、親等の経済的負担がある場合に限り、カウント対象となります。

5 支給回数が年に6回になります！！

⇒2カ月に1回、偶数月に支給されます。

裏面に続きます。

○変更事項の詳細について

(1) 所得制限の撤廃

特例給付・上限超過の方も下記の手当月額で支給されます。

(2) 支給対象年齢が高校生年代までに拡大

高校生年代の子が就職している場合や子と別居している場合でも、対象となります。

(3) 第3子加算の拡充

0歳から高校生年代までの第3子以降の支給額は月額30,000円となります。第3子にあたる子のカウントは0歳から大学生年代までの子の中で3番目にあたる子を示しています。

※大学生年代を養育する方については、①監護に相当する世話等を行っていること、②生計費の負担をしていることの2点に当てはまり、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出があった場合により、多子カウントの対象となります。

(4) 児童手当の支給月の増

年に6回、偶数月が支給月となり、毎回、2か月分の手当が支給されます。制度拡充後の最初の支給日は、令和6年12月13日です。

▶手当月額

	第1子・第2子	第3子以降
0歳～2歳	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	30,000円
大学生年代	子の数のカウントのみ	子の数のカウントのみ

※高校生年代＝15歳に達する日以降最初の3月31日を経過した後18歳に達する日の最初の3月31日まで。

※大学生年代＝18歳に達する日以降最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

※受給者は引き続き、生計を維持する程度の高い方（原則、所得の高い方）が対象です。

公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先で申請が必要となります。
※詳細については、勤務先へお問い合わせください。

お問い合わせ

阿久根市役所 福祉課児童福祉係(6番窓口)
電話：0996-73-1248